

# 源泉所得税の改正のあらまし

平成27年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、平成27年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) 1 このパンフレットは、平成27年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

2 このパンフレットにおける税率は、所得税のみの税率となっています。所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする際は、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要がありますので、ご注意ください。

## 1 非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示しなければならないこととされました。

この改正は、**平成28年1月1日以後**に支払われる給与等及び公的年金等並びに**平成28年分以後**の所得税について適用されます。

(1) 給与等又は公的年金等の源泉徴収において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける居住者（納税者）は、当該親族に係る「親族関係書類」<sup>(注)</sup>を源泉徴収義務者に提出する扶養控除等申告書等に添付し、又はその申告書等の提出の際に提示しなければならないこととされました。

(注) 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者とその居住者（納税者）の親族であることを証するものをいいます（以下同じです。）。

① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券の写し

② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

(2) 給与等の年末調整において、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者（納税者）は、「送金関係書類」<sup>(注)</sup>を源泉徴収義務者に提出する扶養控除等申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされ、非居住者である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者（納税者）は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出する配偶者特別控除申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされました。

(注) 「送金関係書類」とは、次の書類でその居住者（納税者）がその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（以下同じです。）。

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者（納税者）からその親族に支払をしたことを明らかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその居住者（納税者）から受領したことを明らかにする書類

(3) 確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除等又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととされました。ただし、上記(1)又は(2)により提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。

(4) 上記(1)～(3)において、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等する必要があります。

## 2 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を120万円（現行：100万円）に引き上げる改正が行われました。

この改正は、**平成28年分以後**の非課税管理勘定について適用されます。

### 3 20歳未満の居住者等について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆるジュニアNISA）が創設されました。

この改正は、平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

#### (1) 非課税措置の概要

居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）で20歳未満の者が、未成年者口座に設けた次に掲げる勘定の区分に応じて、それぞれ次の非課税期間内に支払を受けるべき上場株式等の配当等（未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等を経由して支払を受けるものに限り。）及びその非課税期間内に譲渡した当該上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さないこととされました。

区 分		設定できる年	非 課 税 期 間
未 成 年 者 口 座	非 課 税 管 理 勘 定	平成 28 年～平成 35 年 の各年	非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間
	継 続 管 理 勘 定	平成 36 年～平成 40 年 の各年	継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳である年の前年の12月31日までの期間

(注) 1 20歳未満の者とは、各勘定を設定する年の1月1日において20歳未満である者及びその年に出生した者をいいます（継続管理勘定の設定は、その年の1月1日において20歳未満である者に限ります。）。

2 非課税管理勘定には毎年80万円を上限に、新たに取得した上場株式等及び同一の未成年者口座の他の非課税管理勘定から移管される上場株式等を、継続管理勘定には毎年80万円を上限に、同一の未成年者口座の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができます。

#### (2) 払出制限

未成年者口座内の上場株式等は、当該未成年者口座を開設した日から居住者等がその年3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日までの間、課税未成年者口座（居住者等が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所等に開設した特定口座等をいいます。）以外の口座への払出しが制限されています。

また、課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、当該課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年12月31日までは、その資金を未成年者口座又は課税未成年者口座における投資に用いる場合を除き、原則として当該課税未成年者口座から払い出すことはできません。

ただし、居住者等が、災害等の一定の事由（当該事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合に限り。）に基因して当該未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合は、この限りではありません。

(注) 未成年者口座及び課税未成年者口座の開設者が、基準年の前年12月31日までに、これらの口座内の上場株式等及び預貯金等をこれらの口座から払出しをした場合には、当該払出しがあった日において上場株式等の譲渡又は配当等の支払があったものとして、それぞれ次の金額に対して15%（他に地方税5%）の税率により源泉徴収されます。

① 次に掲げる金額の合計額から、当該未成年者口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該未成年者口座において取得した上場株式等の取得対価の額等の合計額を控除した金額

イ 当該未成年者口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に、当該未成年者口座において行われた上場株式等の譲渡に係る譲渡対価の額及び当該未成年者口座から課税未成年者口座に移管がされた当該移管の時における上場株式等の価額（時価）の合計額

ロ 当該払出しがあった日において当該未成年者口座において有する上場株式等の価額（時価）の合計額

② 当該未成年者口座を開設した日から当該払出しがあった日までの間に当該未成年者口座において支払を受けた上場株式等の配当等の額の合計額

#### (3) 年間取引報告書の税務署長への提出

金融商品取引業者等は、未成年者口座においてその年中に生じた上場株式等の配当所得の金額及び譲渡所得等の金額その他の事項について報告書を作成し、これを翌年1月31日までに税務署長へ提出しなければなりません。

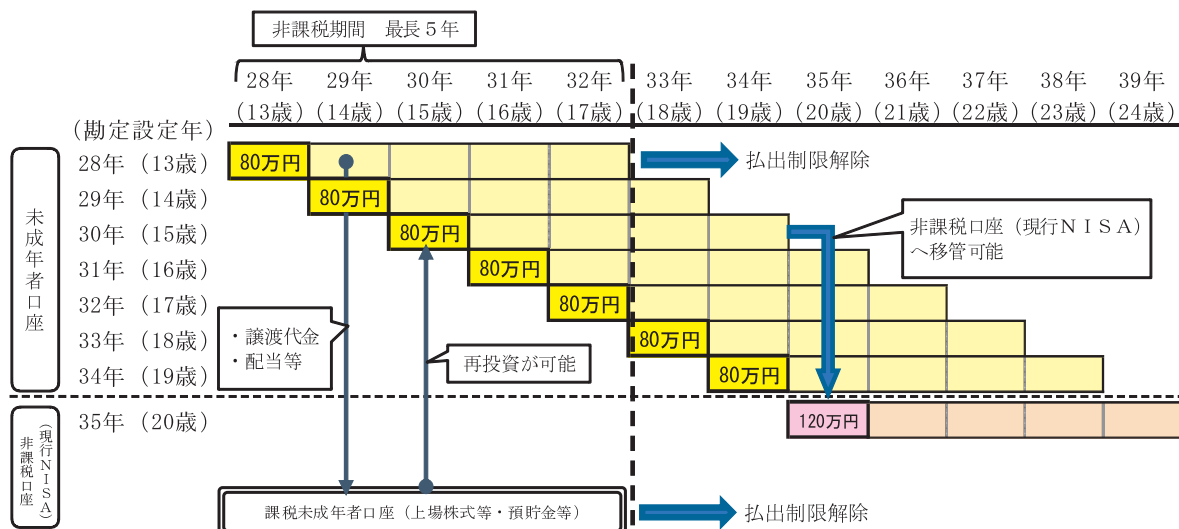
#### (4) 非課税口座（NISA口座）への移管等

平成29年から平成35年までの各年1月1日において20歳である居住者等が同日に未成年者口座を開設している場合には、同日以後は、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に当該居住者等の非課税口座が開設されたものとみなされます。

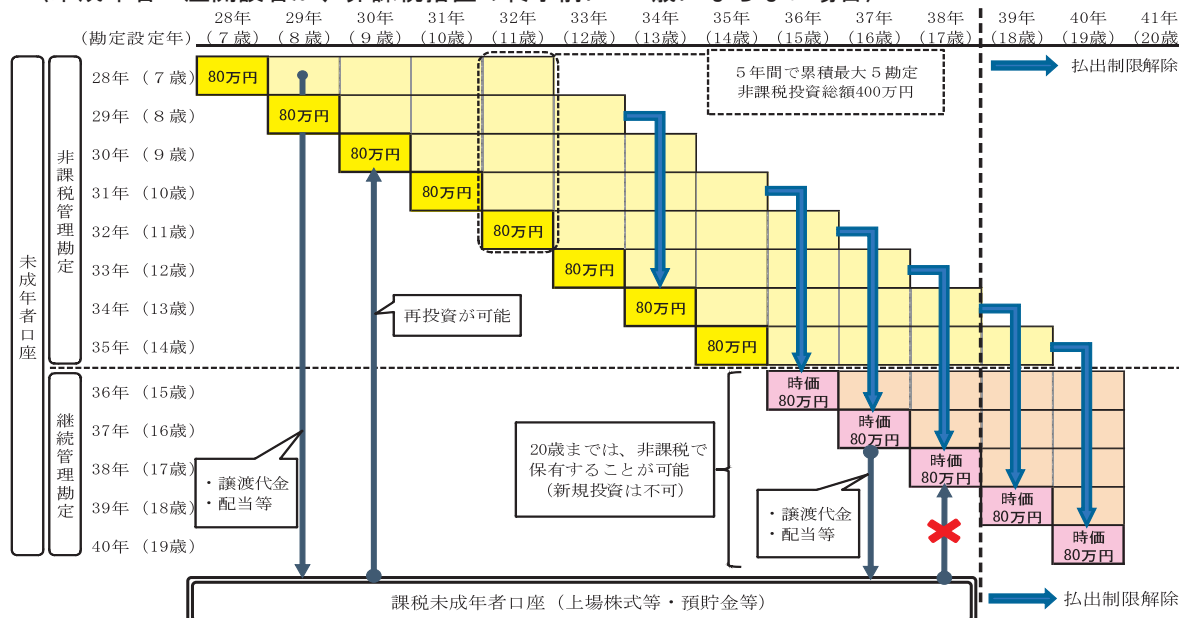
この場合、未成年者口座の非課税管理勘定において管理されていた上場株式等は、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座に移管することができます。

【未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の概要】

〈未成年者口座開設者が、非課税措置の終了前に20歳になる場合〉



〈未成年者口座開設者が、非課税措置の終了前に20歳にならない場合〉



4 (特定増改築等)住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限(現行:平成29年12月31日)が平成31年6月30日まで1年6月延長されました。

5 外国金融機関等が平成30年3月31日までにを行う店頭デリバティブ取引に係る一定の証拠金の利子について、非課税適用申告書等の提出等を要件とし、所得税等を非課税とする制度が創設されました。  
この改正は、平成27年7月1日以後に支払を受けるべき利子について適用されます。

〈参考〉  
平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当から、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、引き上げられています。

平成26年度以前の改正により、平成28年1月1日以後適用される主なもの

- 給与収入1,200万円超の場合の給与所得控除額は230万円が上限とされます。
- 金融所得課税の一体化に関して、特定公社債等の課税方式が変更されます。



**社会保障・税番号制度が導入され、税務関係書類に個人番号又は法人番号の記載が必要になります。**

**この改正は、平成28年1月1日から適用されます。**

- (1) 源泉徴収義務者が、平成28年1月1日以後に税務署に提出する申請書、届出書等（以下「申請書等」といいます。）には、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

個人番号の提供を受ける場合には、成りすましを防止するために厳格な本人確認が義務付けられています。このため、個人の源泉徴収義務者が、申請書等を税務署に提出する際には、本人確認のために個人番号カード等を提示する必要があります（郵送により申請書等を提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付する必要があります。）。

(注) 本人確認には、申請書等に記載された個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）と申請書等を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）の2つの確認が必要です。

具体的には、①個人番号カード（番号確認と身元確認）、②通知カード（番号確認）と運転免許証（身元確認）、③個人番号が記載された住民票の写し（番号確認）と運転免許証（身元確認）などにより本人確認を行います。

- (2) 源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以後に給与所得者から「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」といいます。）の提出を受ける場合には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等（以下「給与所得者本人等」といいます。）の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける必要があります、その際には、給与所得者本人の本人確認を行う必要があります。

(注) 1 控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者本人が行う必要があります。

2 扶養控除等申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

3 「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書」、「給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」及び「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」等についても同様の改正がされました。

4 給与所得者が、平成28年分の扶養控除等申告書を平成27年中に源泉徴収義務者に提出する場合、その申告書に給与所得者本人等の個人番号を記載する必要はありませんが、源泉徴収義務者は、平成28年分の給与所得の源泉徴収票に給与所得者本人等の個人番号を記載するために、平成28年1月より前であっても、給与所得者に対し、その申告書に給与所得者本人等の個人番号を記載するよう求めても差し支えありません。

- (3) 平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る税務署提出用の源泉徴収票等の法定調書を作成する場合には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の提供又は告知を受けて、支払を受ける方及び支払者等の個人番号又は法人番号をその法定調書に記載する必要があります。

なお、本人交付用の給与所得及び退職所得の源泉徴収票に支払者の個人番号を記載して、支払を受ける方に交付することは認められていません。

(注) 税法上告知義務のある一部の法定調書については、個人番号又は法人番号の告知について3年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは支払を受ける方の個人番号又は法人番号を記載しなくてもよいこととされています（例：「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」）。

- (4) 個人番号の提供を受ける源泉徴収義務者や法定調書の提出義務者は、個人番号の漏えい等を防止するために、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要があります。

安全管理措置についてお分かりにならない点などがありましたら、マイナンバーのコールセンター（0570-20-0178）へお尋ねください。

**源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。**

➤ 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】

➤ 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax（イータックス）ホームページ 【[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)】

 この社会あなたの税がいきている